

# 三浦の次世代型まちづくりのために北川湿地を保全活用することについての陳情書

## 陳情の趣旨

- 1 三戸・北川湿地の価値は、過去に土地利用方針を定めた時点よりも大幅に高まっている
- 2 埋立てて宅地開発することによる市と事業者の利益は限られている
- 3 過去の3者合意があったとしても、それにとらわれず、三浦の将来のため、北川湿地を保全するよう方針転換すること
- 4 計画どおり進めるなら、都市計画方針どおりの手続きを踏むこと
- 5 少なくとも、貴重な生物の移植・移殖を確実なものにするために指導すること

## 陳情の理由

### 1 三戸・北川湿地の価値は、過去に土地利用方針を定めた時点よりも大幅に高まっている

三浦市の魅力は、首都圏にあって貴重な自然が残されていることです。生物多様性保全の時代にあつて手付かずだった三戸・北川湿地の価値はかつてなく高まっており、今年4月に出された県の環境影響評価審査書でも認めるところです。

平成7年に「三戸・小網代地区に係る土地利用方針等について」県、市、京浜急行電鉄株式会社（以下、「京急」という。）の合意がなされましたが、当時、「地域環境評価書 三浦半島南部地域 平成2年 神奈川県」で A2 ランク（小網代の森は A1 ランク）に位置づけられていました。

しかし、ここ数年の調査で、96 種以上の貴重種が確認されており、当時のランク付けより大幅に貴重な環境であるといえるでしょう。

また、県内でも低地性湿地としては最大のもので、開けたすり鉢状の斜面から供給される豊富な水量でその状態も良好です。

視察に訪れた研究者等もその良好な状態に口々に「首都圏にまだこんな湿地が残されていたのか」と驚嘆しています。

### 2 埋立てて宅地開発することによる市と事業者の利益は限られている

市内では、これまで生活のためにいくつもの谷戸を埋めて宅地や畑地にしてきた歴史があり、「ここもその一つに過ぎない」という感覚があるかもしれません。

すでに埋めてしまった土地は仕方ありませんが、ここにはまだ多くの貴重な動植物がいます。生物多様性保全の観点から谷戸湿地の重要性とその価値にそろそろ気付くべきではないでしょうか。

京急は埋め立てることにより、処分料収入を得、区画整理により宅地を開発すれば、売却収入を得ることでしょう。しかし、市は定住人口が純増するとは限りません。市内からの移動にとどまったり、働く場がないために他地区の人口流出をカバーできなかつたり、といったことが予想されます。

一方、北川湿地を保全し、エコパークを整備し、小網代の森も連携させて環境教育の場として遠足・体験学習、エコツアー等を誘致し、宿泊や地場野菜・海産物・土産物などの消費、農漁業体験やその他の観光と連携させれば「みうら6次経済」の新しいビジネスモデルになり、雇用を生み出し、人口流出の一因を解消できます。現在、「持続可能な開発」が時代のキーワードとなっています。主眼をこちらへ移さないと、時代遅れです。

もちろん、子供たちへの環境教育は、未来への大きな資産になります。三浦市の子どもたちは、身近な自然を誇れる教育を受けているのでしょうか？

さらには、「北川湿地」は「高尾山」のように首都圏の自然満喫の場として、「三崎のマグ

口」のように三浦の広告塔、集客装置として交流人口を増やす要素が十分にあります。

### 3 過去の3者合意があったとしても、それにとらわれず、三浦の将来のため、北川湿地を保全するよう方針転換すること

三浦市と神奈川県に対する情報公開請求の結果、京急が主張する「平成4年の合意」については、市、県ともに文書不存在でした。「平成7年の土地利用方針」については、小網代の森の貴重性のみが述べられ、北川湿地の自然環境の評価はされませんでした。小網代の森を残す根拠はあっても、北川湿地を無くしてよい根拠はどこにも書かれていません。県は、平成2年の地域環境評価書で北川湿地部分を小網代の森に次ぐ A2 の評価をしています。しかし、これは不十分な調査によるもので、現在では小網代の森に見られる希少種数よりも、北川湿地に見られる貴重種数の方がはるかに上回っているのです（自主的な調査による）。

私たちは、過去の線引き、ゴルフ場計画に端を発した開発計画やその後の経緯についても承知しています。「総合計画」や「都市計画」でもこの地域を区画整理事業による宅地開発する地域としていることも承知しています。ただ、三浦市みどりの基本計画では、北川湿地のある部分が緑地の保全として中核をなすような評価をされながら、都市計画では意図的に緑地から外されており、あまりにも恣意的であると言わざるを得ません。

平成4年にしても7年にしても、京急のいう3者合意は文書として残っていないのです。口約束だけで「5点セット」を標榜し、市民の理解が得られない、時代の変化に対応しない開発行為を認めてよいのでしょうか。私たちは、情報公開の結果、「3者合意はなかった」との認識に立っています。3者合意は本当にあったのか、市議会で確認されなくてよいのですか？

何にしても、過去の計画にとらわれずに、社会・経済情勢や将来のまちづくりを鑑みて見直すべきではないでしょうか。二町谷の工事の結果を見ても、大規模開発に対する判断は慎重の上にも慎重を期し、万一間違った判断だった場合は、どなたかが責任をとるべきでしょう。北川湿地の埋立が実施されれば、来年の第10回生物多様性条約締結国会議（CBD COP10）において議長国日本の責任が問われ、神奈川県・三浦市は、国際的な非難を浴びることになるでしょう。失敗だった、やむを得なかったでは済まされないのです。

首都圏が前世紀に失ってしまった自然が三浦にはまだ奇跡的に残っています。県は水源環境税、横浜市はみどり税を導入して私有地に自然を再生しようとしている 21 世紀に、私有地だからといってみすみすこの良好な自然を失う理由はあるのでしょうか。

埋めてしまえばそれまでですが、保全・活用することにより未来に可能性が拓けます。宅地開発は、旧三崎高校跡地のような既存の低利用地や既に自然が失われた場所に誘導し、「首都圏の人々が魅力と感じる三浦の価値」＝「集客力のある自然環境」は、保全・活用することが将来の子供達にも誇れる三浦らしいまちづくりではないのでしょうか。

残念ながら私たちが過去の経緯を知り、「総合計画」や「都市計画」にこの事業が記述されていることを知ったのはごく最近です。このため、今回市議会に陳情し、方針転換を求めるものです。

### 4 計画どおり進めるなら、都市計画方針どおりの手続きを踏むこと

これだけの価値ある「北川湿地」を前世紀的な開発の犠牲にするなら、それなりの大義が必要なのではないのでしょうか。

しかし、今回は、埋立て後の土地利用計画も「周辺環境と調和した良質な住宅地」とされるだけで、京急自身が現段階では採算の見通しが立たないと言っているにもかかわらず着手されるというイレギュラーな事業です。

もともと土地区画整理事業は、組合の合意形成がうまくいかなくて頓挫するケースが後を絶ちません。三浦半島内に多数存在する「頓挫する大規模開発」の仲間入りする可能性があります。そのような不確実な事業のために貴重な湿地を失ってよいのでしょうか。

本来は、市の都市計画方針にあるとおり、土地区画整理事業として市が都市計画決定して事業実施すべきものです。この場合、市が環境影響評価の責を負うため、今回のようにビオトープへの移殖をする際にも保全が担保される可能性があります。今回のスキームでは、

京急が移殖生物の定着を待つ姿勢に乏しく、環境影響評価書や見解書のとおりには保全されない可能性があります。埋立て後に土地区画整理事業として再アセスしてもその時にはもう湿地は存在しません。したがって、この事業は土地区画整理事業の一部なので、土地区画整理法による事業認可、又は都市計画法による開発行為許可の手続きをすることを、当然のこととして求めます。

また、事業を2段階に分けたアセスでは影響は過小評価されます。生物多様性の保全を確実なものにするには、発生土処分場区域の 25 ヘクタールではなく、都市計画方針どおり土地区画整理事業の区域である 50 ヘクタールを都市計画決定し、アセスを全体でやり直すべきです。そこで「北川湿地」を犠牲にする事業の是非を問うべきです。

## 5 少なくとも、貴重な生物の移植・移殖を確実なものにするために指導すること

正当な手続きを踏まないのであれば、少なくとも絶滅危惧種を含む貴重な生物の保全を確実なものにするため、ビオトープへの移殖・定着が確認出来ない限り、埋立てを行わないよう市が主体的に指導すべきです。京急が環境影響評価書で示した環境保全対策は、根拠のない移植計画であり、環境保全対策は実現不可能です。このことは、県から出された環境影響評価審査書に明らかです。

市議会のやりとりや市長の発言などを広報されたものから読ませていただきますが、環境保全や生物多様性についての理解は大丈夫なのかと思います。ビオトープとは何か、保全ということの意味は何なのか、本当にご存じなのでしょう吗？多くの先進的企業が環境や生物多様性を守ろうとっている時代に、三浦市と京急は「湿地を残土で埋める」という前時代的な事業を推進し、利益誘導型の判断をしています。21 世紀には環境の世紀です。環境の価値を主軸とした価値判断をしなければ、ますます時代から取り残されてしまいます。時間をかけ、本件事業を検証してください。

さらに、市民との合意を大切にし、覚書に基づくまちづくり条例上の指導や、河川法、道路法による自費工事の中止命令など、市が有する権限に基づき、事業者に対して必要な指導や命令をしていただくようお願いします。

平成 21 年 9 月 2 日

三浦市議会議長 様

三浦・三戸自然環境保全連絡会

代表 横山 一郎 印